

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」（新旧対照表）

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(取扱廃止時等の対応)</p> <p>第 10 条 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合には、<u>取扱廃止日の 30 日前</u>までに、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。</p> <p>2 前項に基づく周知を行う場合、会員は、次の各号の情報を顧客に提供しなければならない。</p> <p>(1) 取扱いを廃止する暗号資産関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号資産の名称</p> <p>(2) 取扱廃止日時</p> <p>(3) 取扱を廃止する理由</p> <p><u>(4) 取扱廃止に伴う暗号資産関連デリバティブ取引の清算に関する方針等</u></p> <p>3 <u>会員は、複数の種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする特定の種類の暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを取りやめる場合（以下「取扱一部取りやめ」といいます。）には、取扱一部取りやめの日の 30 日前までに、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、次の事項を顧客に対して周知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>取扱一部取りやめに係る暗号資産関連デリバティブ取引の種類及びデリバティブ関連取扱暗号資産の名称</u></p> <p>(2) <u>取扱一部取りやめの日時</u></p>	<p>(取扱廃止時の対応)</p> <p>第 10 条 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合には、<u>取扱中止日の 30 日前</u>までに、<u>金融商品取引法第 50 条の 2 第 6 項に基づく廃業公告の実施とともに</u>、自社のウェブサイトその他顧客が容易に閲覧可能な伝達手段を用いて、顧客に対して周知しなければならない。</p> <p>2 前項に基づく周知を行う場合、会員は、次の各号の情報を顧客に提供しなければならない。</p> <p>(1) 取扱いを廃止する暗号資産関連デリバティブ取引に係るデリバティブ関連取扱暗号資産の名称</p> <p>(2) 取扱廃止日時</p> <p>(3) 取扱を廃止する理由</p> <p>(4) (新設)</p> <p>3 (新設)</p>

(3) 取扱一部取りやめの理由

(4) 取扱一部取りやめに伴う暗号資産関連デリバティブ取引の清算に関する方針等

(協会への報告等)

第 11 条 (略)

2 (略)

3 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合には、当該廃止の周知を行う日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(1) 前条第 2 項各号の事項

(2) 顧客への周知の方法及び周知日

(3) 取扱廃止の機関決定日

4 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする特定の種類の暗号資産関連デリバティブ取引について取扱一部取りやめを行う場合には、取扱一部取りやめの周知を行う日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(1) 前条第 3 項各号の事項

(2) 顧客への周知の方法及び周知日

(3) 取扱一部取りやめの機関決定日

(協会への報告等)

第 11 条 (略)

2 (略)

3 会員は、特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合には、当該廃止の 2 週間前までに、次の各号に掲げる事項を協会に報告しなければならない。

(1) 前条第 2 項各号の事項

(2) 顧客への周知の方法及び周知日

(3) 取扱廃止の機関決定日

4 (新設)

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドライン（新旧対照表）

「デリバティブ関連取扱暗号資産に関する規則」に関するガイドラインの一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条第3項関係</p> <p><u>会員が、(i)一種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、当該種類の暗号資産関連デリバティブ取引について特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引の取り扱いが行われないこととなる場合、又は、(ii)複数の種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、そのいかなる種類の暗号資産関連デリバティブ取引についても特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引の取り扱いが行われないこととなる場合は、第10条第1項に規定する「特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合」にあたり、同項が適用されます。本項は、会員が複数の種類の暗号資産関連デリバティブ取引を取り扱っている場合において、その一部の暗号資産関連デリバティブ取引について特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引の取り扱いを取りやめるが、他の暗号資産関連デリバティブ取引については当該デリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする取引が引き続き行われている場合には、「特定のデリバティブ関連取扱暗号資産を対象とする暗号資産関連デリバティブ取引の取扱いを廃止する場合」には該当せず、本項が適用されます。</u></p>	<p>第10条第3項関係（新設）</p>